

18. 科学研究振興に必要な経費の予算編成方針について

〔諮問〕

科第347号

昭和25年5月27日

日本学術会議会長 亀山直人 殿

内閣総理大臣 吉田 茂

科学研究振興に必要な経費の予算編成方針について

昭和26年度文部省予算のうち「科学研究振興に必要な経費」の予算編成の方針について貴会議の意見を承りたい。

右昭和25年5月19日開催の第16回科学技術行政協議会の議を経て貴会議に諮問します。

なお、この諮問についての答申は6月中旬開催の科学技術行政協議会に提出いたしたいので6月10日までに答申をお願いします。

[答申]

研発第277号の2  
昭和25年6月13日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿  
日本学術会議会長 亀山 直 人

科学研究振興に必要な経費の予算編成方針について

(昭和25年5月27日付科第347号による諮問に対する答申)

昭和26年度文部省予算のうち「科学研究振興に必要な経費」の予算編成の方針についての本会議の意見は、左記のとおりであります。

なお、これは、本会議の研究費予算委員会及び研究費配分委員会の合同委員会において議決されたものであることを申し添えます。

一、科学研究振興に必要な経費については、次の各科目に分けて予算を編成するのを適当と考える。

1. 科学研究費交付金
2. 科学試験研究費補助金
3. 科学研究助成補助金
4. 研究成果刊行費補助金
5. 研究用輸入機械購入費補助金

二、科学研究費交付金について

1. これは、基礎研究振興のための研究費とし、その交付の対象は、研究者として研究機関に所属する者が行う各個研究と、それらの研究者が組織的に共同して行う総合研究とに区分すべきである。

2. 各個研究について

- (イ) 昭和25年度の要求課題数は、14,381件であったが、昭和26年度は約15,000件と予想するのが適当であると

考へる。

- (ロ) 昭和 25 年度においては、申請の 51.7% が採択された。更に厳選すべきものと考え、申請者を信頼しかつ研究意欲を阻害することがないように、昭和 26 年度は、申請の 50% は採択すべきであろう。
- (ハ) 現在研究設備が極めて不十分な現状に鑑み、研究に必要な器具、器材の一部をこの研究費により設備し得るようにすることが適当であると考え、一課題当り平均 12 万円程を計上する必要がある。

### 3. 総合研究について

総合研究は、ますます奨励助長すべきものであるから、このための研究費が昭和 24 年度には各個研究の約 12%、昭和 25 年度は約 27% であった実績に鑑み、昭和 26 年度は 35% を計上するのを適当と考へる。

### 三、科学試験研究費補助金について

- 1. これは応用研究の中でも比較的基礎的段階の範囲を躍進させるための研究費とし、その補助の対象は、大学、公益法人研究機関及民間における研究者によって計画される応用研究のうち基礎的段階の範囲のものとするべきであろう。
- 2. 昭和 25 年度までは、通商産業省その他の各省に関係のある研究課題の一部は、この研究費補助の対象とされていたが、各事業官庁がそれぞれ所管の業務遂行の責任上必要な課題についてその研究を推進するために必要な応用研究費は、それぞれの省においてその予算を計上すべきものとする。
- 3. 昭和 25 年度の申請件数は、約 2,400 件であり、昭和 26 年度においては、相当の申請増加が予想されるから、他省所管のものを除いても最低 2,500 件の申請は予想されるであろう。
- 4. 昭和 25 年度においては、申請の 27% 強が採択されたが、これは厳に過ぎ重要な課題で選にもれたものが少くないから、昭和 26 年度においては少くとも約 35% 程度の採択を適当と

考へる。

5. 一課題当りの配当額は、昭和25年度において164,000円であるが、これは余りに僅少に過ぎ十分に成果を期待し得ないと思われるから、一課題当り450,000円程度を計上することが適当と考へる。

#### 四、科学研究助成補助金

1. 昭和25年度の人文科学研究費補助金及び科学研究奨励交付金は、その性格が類似しているからこれを一つに纏めることが適当であろう。
2. この研究費の対象は、研究機関に所属しない研究者として、短期大学、新制高等学校以下の諸学校の教職員並びに民間の研究者及びこれに準ずるものに対して交付するものとすべきであろう。民間の研究者は相当多数存在するから、予定交付者数300件については、更に検討すべきものと考へる。
3. 短期大学の研究者に対しては、1件当り40,000円、民間研究者に対しては、1件当り60,000円、高等学校以下の学校の教職員に対しては、1件当り10,000円程度と計上することを適当と考へる。

#### 五、研究成果刊行費補助金

1. これは、主として文部省の研究費による研究成果に対し、学会誌またはその他の学術刊行物による発表を援助するために交付するのが適当であるが、その他の研究成果についても考慮すべきものと考へる。
2. 貴重な研究成果が未だ発表されずに滞積しているにもかかわらず、昭和25年度においては2,500万円の刊行費補助金が配当されたに過ぎなかった。昭和26年度においては、少なくとも右の6倍程度に増額し、滞積された貴重な研究成果が速かに発表されるように望むべきであると考へる。

#### 六、研究用輸入機械購入費補助金

1. 昭和25年度までは、科学試験研究費のなかに含まれていた

が、これは性格が異なるから、別科目とするのが適当であろう。

2. 研究者からの強い要望のある優秀な器具機械を選定し、かつ地域的に共同利用に最も適当な機関を選定して、最低必要量の数量を算出し、それに要する経費を計上すべきものとする。

#### 備 考

民間研究機関事業補助金について

民間研究機関は、わが国の学術振興のために大きな役割を果たしているが、戦後における経済変動の余波を受けて自立し得ないものが多い。

26年度においてもその事業補助のための予算を計上すべきである。

なお右の予算編成に当たっては、学術振興の立場から補助を与えるに適格なものを、本会議の研究機関査定委員会の意見を聞いて選定し、それぞれの実情に適合する補助額を算定するのを適当と考へる。